

(第一類 第三号)

第五回国会 地方行政委員会 議録 第二十一号

(四二七)

昭和二十四年五月十三日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事 川西 清君 理事 川本 末治君

理事 久保田 鶴松君 理事 藤田 義光君

理事 立花 敏男君 理事 團司 安正君

大泉 寛三君 大内 一郎君

河原伊三郎君 清水 逸平君

野村専太郎君 龍野喜一郎君

門司 亮君 千葉 三郎君

谷口善太郎君

出席國務大臣

國務大臣 木村小左衛門君

國務大臣 磯貝 詮三君

出席政府委員

(地方財政委員) 萩田 保君

理事 藤田 義光君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

五月十二日

委員井出 太郎君辭任につき、その補欠として船田亨二君が議長の指名で委員に選任された。

同日

町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願(今村忠助君紹介)(第一五八七号)

同(山崎猛君紹介)(第一五八八号)

地租引上並びに土地使用税創設反対の請願(中村寅太郎君紹介)(第一六二六号)

古物取締法案に関する請願(青木正君外一名紹介)(第一六三四号)

美術品営業取締法制定に関する請願(平井義一君紹介)(第一六四一号)

炭鉱労働者住宅に対する不動産取得税免除の請願(神田博君紹介)(第一六五八号)

地方公務員法制定反対の請願(前田種男君紹介)(第一六一一号)

博物館等に対する入場税免除の請願(福田徳憲君紹介)(第一六五五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(の)の會議に付した事件

古物営業取締法案(内閣提出第一六三三号)

地方財政法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一七六号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七九号)

○川西委員長代理 それでは會議を開きます。

○委員長の指名によりまして私が委員長の職務を代理いたします。それでは都合により日程を変更いたしました。前会に引き続き地方財政法の一部を改正する等の法律案、内閣提出第一七六号及び地方税法の一部を改正する法律案、内閣提出第一七九号を一括議題として審議を続行いたします。それでは質疑に入ります。立花委員。

○立花委員 この現在提出されております改正案の内容に入ります前に、一般的にこの間の水防法の問題と関連いたしまして地方財政法の問題について

お尋ねしたいと思っております。ああいうような地方の新しい負担になります。法案をきめる場合には、地方財政委員会にはからなければいけないというところが、地方財政法で規定されておるのですが、あの問題につきまして、主務大臣として地方財政委員会にお話があったかどうか。あつたとすればどういう御回答をなさつたのか、お尋ねしたいと思っております。

○萩田政府委員 水防法案につきましては、その草案につきましてわれわれの意見を申し述べて、條文上われわれの意見によりまして修正した点もございます。

○立花委員 特に財政法の問題につきまして、どういふふうなお話があり、どういふふうな御回答をなさつたか、お聞きしたいと思っております。地方財政法の二十一條によりますと、各大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求め、命令案にあつては公布の前、あらかじめ内閣総理大臣を通じて地方財政委員会の意見を求めなければならぬ。とあります。現在の地方財政委員会の立場からいまして、地方財政の窮乏に對しては、ああいう新たな大きな財政的な負担を地方にかける法案が決定される場合に、どういふふうな態度をおとりになつたのか、私どももいたしましては水防法の中には、地方の財政に関する規定があまりないように見受けられますので、

地方財政委員会に御相談があつたとするならば、その点非常に遺憾だと思つて、具体的に御協議の経過並びに内容をお聞かせ願いたいと思つて、

○萩田政府委員 建設省の原案では、初めは相当義務的なものにしたが、このようにいうような法案でありましたが、これに對しては新規の予算が伴つておりませんので、従来やつておりました水防事務を法制的に規定する。こういう程度にとどめることを前提にいたしました。條文の整理をしてもあつて、

次第であります。従いまして負担区分等もはつきりいたしません。國庫もこれに對して補助金を交付することができ、府縣もこれはあの條文に書きません。一般の自治法によりまして補助金を交付することができ、この程度にとどめておる次第であります。

○立花委員 現在までのものをそのまゝ認める程度だとおっしゃるので、今後全国的に災害復旧費なんかが削減によりまして、災害が増加いたしましたし、その場合に對する費用は、國家の方ではあまり予算に入れておりませんので、どうせ地方の負担になるのです。しかもそれが今度の水防法により、水防組織を全面的に引受けて来るという形になると思つて、今までのものを認めたというだけでは、地方の財政では濟まないのではなからぬと思つて、そういう点でもつと明確な規定をほしいと思つて、結局どういふふうに通つてしまつたか、

意見が出て来るだろうと思つて、この問題に對しては、地方財政法の十三條で「不服のある地方公共団体は、内閣を経由して國會に意見書を提出することができる。」とあるのですが、この形を取るべきだとお考えになつておられるかどうか、お尋ねしたいと思つて、

○萩田政府委員 先ほども申し上げましたように、この法律自体によりまして、大きな経費を法律上義務づけるというふうなことは、今回におきましては行つておりません。今までやつておりました水防活動について規格を興えるというのであります。従つて水防活動自体を大いに活動にやつて行くといふことは、もちろん経費を多額に要しますけれども、これはいろいろ関係上、新規な財政需要を予算面に盛ることではできませんので、従来やつておりましたことを、今度は法律によりまして一定の規格を興える。この程度にとどめた次第であります。

○立花委員 本案の説明はわかつたのですが、結局どういふふうな形に、置かれておられますか、実際の建前から申しまして、やらなければいけないとなつて来るのが現状だと思つて、

それに対する費用の負担なり、現在地方財政の困難から考えまして、それが非常に大きな圧迫になつて来て、地方の不振を引起して来るということは当然考えられると思つて、

然考えられると思つて、

然考えられると思つて、

然考えられると思つて、

然考えられると思つて、

然考えられると思つて、

第一類第三号 地方行政委員会議録 第二十一号 昭和二十四年五月十三日

その場合に地方財政法の十三條を適用いたしまして、財源措置に対する地方公共団体の不服を、國会に提出し得るかどうかという問題をお尋ねしているのです。

○秋田府委員 水防法と関係いたしましたので、どの經費かということによりまして、法律案の書き方上差はあると思ひますけれども、この十三條の二項によりまして、國会に意見書を提出し得る権利があるものと考へております。

○谷口委員 私は地方税法の一部改正の法律案についての質問の一部をやりたいと思ひますが、まず今度の改正で徴税機構に相当思ひ切つた改正をなされておる。國政の場合とまったく同じ権限を、地方團體の財務吏員に與えられておる。こういうことになつてゐる点について若干お尋ねしたいのであります。大体地方税の場合には、私も山の中に住んでゐる一人でありまして、特に辺鄙な町村におきましては、地方税を集める方も出ず側も、從來非常に親しい。つまり隣り同士で知り合つてゐるというふうな關係で、徴税がなされておりました。場所によつては、たとえば住民税の振替りが役場でまきつた場合に、隣りの家が五百円なら家はむしろ六百円出さないと、これは村の中における地位からいつて振替りがつかないと、少いのにむしろ腹を立てるといふような状態で、大体住民が納税をやつて来たと思ふのであります。つまり國の税金の場合と違つて、地方税の場合は、要約いたしますと、非常に親しみの中で、当然負担すべきものを負担するといふ、そういうふうな感じ、取る方も出す方もやつ

て来たのであります。國の税金を取るときと違つた状態があつたと思ふのであります。それが今度の場合全然國の税金の場合と同様に、徴税吏員に対して大幅な権限を與えて、差押えあるいは競賣、その他非常に嚴重な取締り規則と申しますか、そういうものをこしらへて権限を與えて取るという方針にかへられたわけでありまして、この点について、なぜそういうふうになつたか、なせならなくなつたかという点をまづお聞きしたいと思ひます。

○木村國務大臣 今回徴税の方法を強化いたしましたことは、別に法規を全面的に使用させて、これによつてどこまでもよろうといふような建前を強化したのであります。最後まことに好ましくないことでありまして、けれども、非常に負担が重くなり、納税の額もふえまして、納税の集まり方が非常に円滑でない關係から、やむを得ずこゝろに法令を設けたにすぎません。

○谷口委員 お答えは私もその実情を認めるものであります。これは多分財政委員会の方から出された資料だと思ひますが、地方税の徴税実績調という表を私の方にはいたしたいと思ひます。これを見ましても、昭和二十三年度住民税の徴税のところは、十二月三十一日現在でわずかに四五%、特別所得税に至りましては二九%、賦産税は五〇%、不動産取得税は四七%、つまりいずれも半分以下の徴税しかなされてないわけでありまして、もちろんこれは納税時期その他の關係もありまして、年末に至つてもつと徴税されてゐると思ひますが、しかし大体におきまして他の税目との振合ひでみますと、非常に徴税率が悪いといふ事實があるのであ

ります。これは今木村さんのおつしやる通りに、私もその実情はさうだと思ふのであります。政府の御見解ではこゝろ実情であるからやむを得ず強硬手段をとる。そしてこれを徴收するといふ方向へ行く以外になかろうといふ御見解のようでありまして、私もこの事實の中から、また逆なもの、政府と申す方と見解を異にする実情を發見せざるを得ないのであります。と申しますのは、先ほど申しましたように、少くとも今日までは、國民の考え方として、税金を出さなかつたり、滞納したり、あるいは差押えを受けたりすることは、國民の恥といつた上のようなわけでありまして、こゝろのことはいずれの場合にもやりたくないのは國民の考えであります。ところが最近では、この資料に表われた通りに、滞納者が非常に多くなり、税金の徴收の成績が非常に悪いといふこの実情の中には、もはや体面だとか、恥だとかいふようなことを考へていらぬほど、それほど税金が重くなつて、國民の負担力から考へますと、とても出し切れない、そういう状態に國民が追い込まれてゐるといふことを物語るものではなからぬと思ふのであります。この表の中でも、地租、家屋税あるいは入場税といふようなものは、割合集まりの率がいいようでありまして、住民税などというものが率が悪く、この事實の中に、私も、もともと税金に耐え切れないやうな状態に國民が追い込まれてゐる。こゝろの事實を發見せざるを得ない。一方にとても耐え切れないといふほどのところに追い込んでおいて、そして徴税率が悪いからといつて彈圧

するとすれば、その結果は一体どういふふうになるか。御承知の通り、税金が拂えないで首をくくつたという人間が、最近の新聞紙上ではほとんど毎日のように出ておりました。これもやはりこの委員会で私申しましたように、そのために徴税吏員が納税者に対して同情のあまり、責任を感じて首をくくつたという事實が京都に起つてゐる。それは國民全体が税負担にとてもやり切れないといふところまで追い込まれてゐるそのときに、非常な権力を徴税吏員に與えて、差押えその他等々の高圧手段でこれを取立てるといふ方針で國がやられたとすれば、その間両者の間にどういふことが起るか。そのことについて、私も非常に恐ろしい結果を考へざるを得ないのであります。

○木村國務大臣 先ほど申し上げましたようなことをまたさらに敷衍するようでありまして、この法令はこゝろに法令に最後に威力を持たせまして、これによつて納税者の自覚をなすに、すみやかにいゆる國民の義務を果してやらうといふやうな方面に重きを置いておるのであります。何にもかにも、こゝろこゝろこれを利用してこゝろこゝろには至らしめない含みはあるつもりであります。御承知のごとく、どうも近來非常に地方團體の地方税の負担が過重になりまして、取立てまする方にもまことに苦痛である。またまことに遺憾な課税をしなければならぬ。この遺憾な課税をしなければ、地方公共團體の自治が円滑に行わ

れぬといふやむを得ざることでありまして、一方滞納者が出ますと、この滞納者のために全般の地方自治の運行を阻害するといふやうなことも起つて参りますので、今回ははつきり國稅徴收の例にならぬとしまして、最後にはこゝろ法規の手段があるといふことを明示いたしておきたいと思ひます。地方財政委員会の決議によりまして、こゝろいふ案を提案いたしました次第であります。

○谷口委員 この法律ができました、納税者が大いに自覚してくれれば、こゝろだと思ひますが、自覚では解決しない問題があることを私は強調したい。出したい氣持は持つており、出さなければならぬといふ義務觀念は、どういふ人もみな持つておることは私も確信いたしておるのであります。にもかかわらず、出せない状態におつたこの事實が問題であると思ふのであります。こゝろに出ておられます割合にしても、また國の徴税の状態から見ましても、一例を申しますと、所得税のごときものにしてしまつても、國が予定した以上のものをつとていらつしやることは事實であります。しかしこれは自發的に出し得る状態では、國民が出しておる部分はほんとうにわずかであつて、國が國民全体を大きな恐怖のどん底に落したやうなあの猛烈な強圧的な手段による差押え、あるいは競賣といふやうなことをやつても、つまり強奪する。その結果わずかに予定のものにとれておる。こゝろこゝろ國の方の事情であります。地方でも同様なことが言える結果になるのではないかと。こゝろ差押えのことを規定した條章を見ますと、四十五條の四以下に

するといふならば、その結果は一体どういふふうになるか。御承知の通り、税金が拂えないで首をくくつたという人間が、最近の新聞紙上ではほとんど毎日のように出ておりました。これもやはりこの委員会で私申しましたように、そのために徴税吏員が納税者に対して同情のあまり、責任を感じて首をくくつたという事實が京都に起つてゐる。それは國民全体が税負担にとてもやり切れないといふところまで追い込まれてゐるそのときに、非常な権力を徴税吏員に與えて、差押えその他等々の高圧手段でこれを取立てるといふ方針で國がやられたとすれば、その間両者の間にどういふことが起るか。そのことについて、私も非常に恐ろしい結果を考へざるを得ないのであります。

○谷口委員 この法律ができました、納税者が大いに自覚してくれれば、こゝろだと思ひますが、自覚では解決しない問題があることを私は強調したい。出したい氣持は持つており、出さなければならぬといふ義務觀念は、どういふ人もみな持つておることは私も確信いたしておるのであります。にもかかわらず、出せない状態におつたこの事實が問題であると思ふのであります。こゝろに出ておられます割合にしても、また國の徴税の状態から見ましても、一例を申しますと、所得税のごときものにしてしまつても、國が予定した以上のものをつとていらつしやることは事實であります。しかしこれは自發的に出し得る状態では、國民が出しておる部分はほんとうにわずかであつて、國が國民全体を大きな恐怖のどん底に落したやうなあの猛烈な強圧的な手段による差押え、あるいは競賣といふやうなことをやつても、つまり強奪する。その結果わずかに予定のものにとれておる。こゝろこゝろ國の方の事情であります。地方でも同様なことが言える結果になるのではないかと。こゝろ差押えのことを規定した條章を見ますと、四十五條の四以下に

いろいろ書いてございます。ここではあらゆるものが差押えできるといふことになるわけでありまして、こういう状態において、もし金がなかつたりその他に物件がないとすれば、商賣用の商品や設備まで差押えするということが、四十五條の以下つと差押えに関する條章の中に書いてある。つまり税金というものは、それ／＼營業なり、勤勞なりをやつていて、それによつて國民が生活して行つて、その生活の余力が税金になつたらいいと私も考えておるのであります。今日ではもう生活費の中に食い込んでおり、さらに今まで蓄積した個人的ないわゆる私有財産、衣類とか、道具とか、あるいは書画骨董とか、さらに資本として現に營業中の蓄積されたもの、つまり商賣道具に至るまで差押えする。それを政府が予想せざるを得ないほどつと追い詰められておるのであります。たといこういふ法律をこしらへられたところで、それはあつてもなくとも、國民の側の經濟状態がこれほど追い詰められておるとすれば、勢い國が現在やつておる通りに強奪する、皆が國をどろぼうだと言つておりますが、食えなくともやつて行くので、非常に憎悪をこめて、國のやり方を強盜的なやり方だと國民大衆は言つておりますが、そういうことを地方團體でもやるとすれば、これはもう國民の方は立つ顔がなくなつて来ると思ふ。せめて地方團體の中だけでもこういうひどいところに追い詰めないでおくことが私どもはいいと思つておりますが、それをやつていらつしやる。ところが今申しましたように、ただ自覚があるかないかという問題では片づかない問題だから、当

然この法律を強行されるとすれば、恐ろしいことが起つて来るだらうというふうに私も想像せざるを得ないのではありません。この点について政府はどういうお見通しを持つていらつしやるか。もし、たとえば税金を納められぬといつてみなが首をくくるとか、あるいは大衆的に政府に対して反対運動を起す場合には、これをひつুকつてしまふほど強い考えをお持ちかどうか、またそれに対して國はどうするつもりかという点を聞いておきたいのであります。

○木村國務大臣 現下の經濟状態は、申し上げるまでもなく、税の負担の過重であることはなほ遺憾なきとてありますが、事實が過重であることは一般のことでありまして、個々にして輕重があつてはならぬわけですが、またさうなこともないと思ひます。が、今の納税の取立ての方法について、今回の法令は、これは別に新しいものではございません。現行法はただ國稅納税の例によるというところだけを書いてありますのを、今回はそれを詳しくここに文章に現わしたまでのことでありまして、別に今回ここに新たにこれを設けたというよりな法令でないといふことを申し上げておきたいと思ひます。ことに經濟九原則の線では非常に強納税の完納のことを明示して、これを要請しておりますので、この線から申ししても、徴税ということについて、國民には相當の覺悟を持つていただかなければならぬのじやないか、こう考へております。

○谷口委員 なるほど新しい法令では、前からこうであつたのを具體的に詳しく文章に書いたのだというふうにおつしやつたのは事實だらうと思ひます。しかし以前におきましては、こういう滞納に対する取締り、もしくは徴收の方法についての規定というものも、繰返すようでありますけれども、これは納税ということについて、非常に義務觀念のない人間であるとか、また特殊な人間が滞納するといふ状態に対する一つの取締りでありまして、今日のように國民全体が滞納をせざるを得ないような状態に追い込まれているといふ社會的實情とは、まづたく違つていふこと。以前におきましては納税することは、納税の可能範圍であつたのが事實でありまして、従つて納税を怠つたり、あるいは滞納したります人は、これは特別な人間であります。たゞさんの何千万の中の特別な人間、これに対しては犯罪的な考え方であるが、強納手段をとるといふことは當然です。徴兵を言へば、徴兵を拒否するやうな人間がおるとすれば、これに対して取締るのは當然であります。しかし今日においては、もう納税をするかしないか、滞納するかしないかという事情はもはや特殊なものではなくなり、税金が重いといふことから、國民全体がもう耐え切れなくなつていふ實情に置かれていられる。この時代の相違を、やはり私も認識することから政治を行わなければならぬ。國民全体が、一般的に國及び地方團體の課する税金、いわゆる公租公課といふものが、生活を破壊するといふところまで來て以上は、税金についていふべきの起るのあたりであります。

これに徹底的に税金を課するといふ考へ方を持つていられることは、國民に對し政府が混亂の大きな種をまいていられるのだと言わなければならぬと思ひます。私はこの点が問題になると思ひます。この点は政府と考へ方が違ふと思ひますが、このことを補足してや、具體的に御覽國務大臣の御出席を願つたわけでありまして、こういうふうな國民一般が担税能力がなくて税金がかかつているときに、高圧手段で差押え、そして取立てて公費をする。それによつて税金を取入れる。こういうふうな権力を行使して、強制的に取立て、文句を言つたら刑務所に送り込む。こういう態度でもつてやられるならば、現在税金に耐え切れなくなつていられる實情でありますから、當然國民側で税金のいろ／＼な点で不正があつたり、不均衡があつたり、あるいは納税の行かない場合には、税務署なり、あるいは地方團體へこの訂正方を頼む運動を起すだらうと思ひます。早い話が民主商工会といふやうなものがありまして、どう考へても不当にかかつて來た税金の割合が多い。全体を見ますと、どうも不当である。同じ立場に立つていられる人が非常に多いといふふうに考へられる場合には、やはり地方團體に對して、訂正方を申し出ることになる。その場合に、今までの經驗から申しますと、一人々々行かないで、團體をつつて代表者が行くといふことをやつておられますが、そういう運動に對して、これを反税運動あるいは納税妨害運動といふやうに政府は理解されるかどうか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○國員國務大臣 地方が今日税金で非常に苦しんでいられることは事實であります。それで政府においても、なるべくこれについて緩和をはからう。少くとも内部における公平を保とうと考へていられるわけでありまして、今日の税が非常に重いがために、先ほどお話のごとく、今まで無関心であつたものがこれに對して非常に異論をとなへ出したといふことは、事實あることを認めております。従つておそれることは今年度末、來年早々でありましようけれども、日本この財政の苦しみも緩和して來るであらうといふ見込みをただいま持つていられるやうなわけで、それまでは日本として、民族として苦しまなければならぬ。われ／＼の自力をもつて立つて行かなければならぬといふことの必要から、相當なトラブルも起るであらうといふことも考へておられますけれども、少くとも、現在租税について、外から見たならば、人為的に納税を拒否するのではなからうか。少くともその一部については拒否するといふことが考へられるやうな方法において活動して、納税が苦しいといふことまじめな叫びのほかに、そういうことを利用しようといふ腹があるのではないかと考へることが想像されますので、その方面だけは禁止して、ほんとうに苦しいならば苦しいと叫んでもらいたい。ど

こが苦しいかといふことを明らかにしでもらいたいといふやうな考へ方をもつて進みましたので、ひとり地方税のみならず、國税に對しても同様の考へ方をもつて進んでいられるわけでありまして、そういうやうな行動をとつておられることはどうしても困る、こういうふうに考へていられる次第であります。しかしあえてそれを強力で訴えて來られるれば、こちらとしてもやむを得ず、司

法でこれを防止するより策がない。こ
ういうような状態にたいま参つてい
るような次第であります。決して力を
もつてこれを阻止しようということ
を望んでいるわけではありませぬ。しか
し力づくで来られれば、どうしてもお
えて力づくでせざるを得ないというこ
とを考えているようなわけでありま
す。今までのところでは、そういうこ
とをしないでも進み得る状態でありま
すので、どうぞ御了承を願います。

○谷口委員 ちよつと議員國務大臣の
お言葉の中に、私どもにはびんと来る
言葉があつたのであります。納税者が
困つていて、適正な納税に訂正しても
らうという要求の出で来るのは当然で
あるが、困つていて、困つていて、困
つて、何かそれを自分の党派の勢力
擴張にでも利用する、その派の運動に
対しては、とういうような言葉があつた
ように思いますが、共産党の方は確か
に納税者が困るもしくは地方団体から、
生活が破壊されるほどの税金を押しつ
けられて来、しかもその中に納税者一
般に公平でなく、不公平な課税があつ
た場合には、その適正を要求して、
政府もしくは地方団体に迫ることは國
民の権利だと考えておられます。従つて
従來の天皇制時代の抑圧された、長
いものには巻かれるというような觀念
で、この民の権利を自覚しない一般の
大衆には、その自覚を促して、かれら
が当然の権利を主張するような運動を
共産党がやつているのは事実でありま
すが、これは日本民主化のために、絶
對に必要なことだと私どもは確信し
てやつているのであります。このこと
自体の中に犯罪的なものを政府がお考
えになるとすれば、これはたへんなこ

とだと私どもは思ふのであります。こ
ういうふうなことを申し上げている
と、抽象的なことだと言われまますの
で、具体的に申し上げます。税金がど
れくらい不当になつているかという点
の例を申し上げます。地方税の問題で
ありますから地方税のことを申し上げ
ますが、たとえば京都におきまして
は、昨年度すなわち昭和二十三年度の
住民税、つまり府民税、市民税、こ
ういふものに対する賦課の仕方は、知事
市長というふうな連中が千円前後であ
る。ところが当時私は、わずかの開墾
土百姓をしている人間にすぎません
したが、それが二千円近いものがか
つておる。あるいは普通の労働者で六
百円、七百円かかつていのが、水谷
長三郎氏——当時の商工大臣がわずか
に四百何十円にすぎなかつた。こうい
う状態の不公平に對しては、水谷
商工大臣よりもたくさんかかつてい
る労働者の側が、これは不当であると言
うことになるのは当然であります。従
つてそういう不当なる立場に置かれて
いる人間がたたくさんおるとすれば、こ
れが集まつて、そしてこの不当、不
均衡を適正にするような要求をやるの
が当然だと思ふ。そういうことでも、
たとえば共産党がその運動に関係して
いるということから、これは許しがた
いことだというふうに考えて取締るか
どうか、この点をお聞きしたいと思
います。

○樋貝國務大臣 具体的におつしや
つたから、私も経験しました具体的に
お話を申し上げますが、昨年在野党の
時代でありますけれども、ある地方な
どにおきましては、私が居眠りをして
いるとか、私の同僚の民主党であり

ましたか、その人が帰つた当時居眠り
をしたというふうな通知があつた。そ
こに居合せておられた共産党の女の議
員の方が途中で出られて、事実を知ら
ないにもかかわらず、大衆を集めてそ
ういふことを宣傳しておる例もありま
した。自由党でない、私とは立場は違
つておりますけれども、その人が目を
つぶつて額に手を置いて考えておつた
のを居眠りしておつたというふうな報
告をしておりましたが、そういうこと
をすれば、同じまゝく治まることか、
かえつて角が立つて四角になるのじや
ないかと私は思ふます。その場合にお
きまして、税務署においても答弁し
たいことは十分ありましたが、途中で
中座するためにその人に對しては答弁
できなかつたというふうな事実もあり
ますので、そういうことのないように
して、當事者の意思が暢達するように
願ひたいと私は考えておるようなわけ
であります。今日において、政府にお
いてももちろんこれらの人のまじめなる
意思を阻止しようという考えは持つて
おりませんが、それが普通の状態にお
いて苦痛が述べられるならば、それを
聞くのにはやぶさかではないのでありま
す。それを契にゆがめられて、そうい
うふうな意見が入る場合におきまして
は、正しいことを正しいと言わざるを
得ないと考えております。その点に
ついては特に御注意を、私の方でもお
願ひを申し上げます。次第であり
ます。

○谷口委員 樋貝さんのお言葉、無礼
だと思ひます。私はそういうことを聞
いていのではないのであります。税
金、たとえば住民税が不当なかけ方を
やつている場合に、不当だと考える者

が、これは是正方を申し出ている運動
は、これを不当だと考へるか。共産党
がそういうものに関係しているという
場合に、関係しているということだけ
で不当だと考へるかというのを聞い
ているので、居眠りをしたとかいひな
とかいひ、つまらないことを聞い
ていのではない。こゝは衆議院の委員会
でありまして、樋貝さんのつまらない
ことを言う場所ではありません。議員
が聞いたことに対しての具体的な御答
弁を願ひたいと思ひます。——どうし
て御答弁なさらないのですか。私ども
はこれは非常に大事なものと考えて
いるのです。

○樋貝國務大臣 いろいろ点が質問で
あります。それをおつしやれば答弁
いたします。

○谷口委員 今申しました通り、こ
ういふ例をとういことを、具体的に事実
をあげて私どもは申している。そ
ういふ運動に對して不当だと考へるか、そ
れは正しいとかいふことを聞きたいの
です。その運動でも、こゝういふ場合に
は不正になるが、こゝういふ場合に
て来ればこゝうだといふふうな考へが
あるはずだと思ひます。こゝういふことを聞か
ないで、今後一層非常に過重な税金がか
かる。しかも地方においては、今申し
ましたような例によつてもわかるよう
に、不均衡に大衆に割当てられる場合
がある。その場合に大衆が、自分の不
当な課税に對して、その是正方を政
府に申し出る、あるいは地方団体に申
し出るといふことは國民の権利であ
る。このときにどういふやり方をすれ
ば政府は不当と認めない。当然だと認
めるか。またこゝういふやり方は不当で
あるといふことを、政府は明らかにし

ておくべきである。今後日本を民主的
なものにするためにも、また社会生活
の明朗化のためにも必要だと私どもは
考へておる。それを居眠りをしてい
たとか、してないとかいふことにす
かえて答へるといふことは、無礼だ
と思ふ。この点をはつきりして置い
ていただきたい。

○樋貝國務大臣 だから私の御答弁申
し上げましたように、政府において、
正当なる理由を申し述べた者に対し
て、異論は唱えていないと考へてい
る。そういうむりの課税の行かないよ
うにすることを考へておるといふこと
は、御答弁申し上げたはずでありま
す。具体的な事実で行こうというお話
でありますから、私も具体的な事実を
あげて、そういうのに對しては十分に
あなたの方で御注意をなさつたらどう
であらうか。ぜひそういうことを願
ひます。根本方針については、今御
答弁申し上げた通り、それに対して異
論を申し上げているわけではないので
あります。

○千葉委員 木村國務大臣にお尋ね申
し上げたと思ひます。今回シャウ
博士が來朝されました、日本の地方税
制を建直すというお話であります。こ
れのことばはわれ／＼も非常に歓迎して
おるところであります。政府におき
ましては、従來大藏省官僚が、ややも
すれば地方財政を圧迫する傾向があり
ましたが、この際特に地方財政の確立
というこの一事のために御奮闘をいた
だきたいのであります。これに對しま
して、大臣はどういふふうにお考へに
なつておるか。すなわち地方財政の建
直しにあたりまして、何か案をお持ち

に相なつておるか。また案がなければ今後國會を中心として立案する御方針であるか。そうしたような点につきまして、御構想のほどを承りたいと思ひます。

○木村國務大臣 千葉さんの御質問まことに時宜に即する御質問と考へまして、私どもも誠意をもつて御答弁申し上げます。シャウ博士一行が、このほど四、五日前に來朝になりまして、翌日すなわち一昨日向うの方から会いたいということ、ちようどこちらも希望いたしておりました際でありまして、喜んで面会に参りました。その参りました顔ぶれは、税制に關係のあります安本長官、大蔵大臣官房長官と私の四名であります。三十分間の予定で、きよはただ単に顔つなぎでお互いに顔を相見知るといふことにとどめたいということでありました。私どもシャウ博士に申し入れた材料も準備しておりましたけれども、そういうものを携行いたさないで参りました。ちようど少しの時間のチャンスがありましたので、私はるる日本の財政から、經濟から、ひいては地方財政の非常に窮乏しておること、なおこの窮乏に対する國の考え方、いわゆる國稅の方と地方稅の方、これが個々相まつて両立して、初めて一貫したる國家財政が樹立せられるのであります。御承知がもしないけれども、日本のこれまでの行き方、國民を指導する一つの目標は、明治憲法以來、富國強兵といふ一本の目標に向つて國民が精神の指導を受けておる關係が中心となつて、爾來すべてのことが中央集権であつた。その極端なる中央集権の結果が、この恐るべき冷感なる體政を招いたの

であります。それが御指導によつて、新憲法によつて地方自治が確立され、そして昨年の四月において地方自治のために、地方稅法なり、地方財政法が確立して法文となつておりますけれども、その運用についてまだ非常に欠陥があるのであります。中央集権という弊が、はつきり申し上げることもまだ拂拭しきれないような状態でありまして、どうぞその辺に深き留意をせられまして、日本の稅法の改正に対する根本の理念をそこにおいて、地方稅法を勸案して、しかるべき御試案をつくつていただきたい。大体そういう意味のことをその機会に申し上げた。

たものがござりますが、多少訂正した箇所もありませんから、これをここで一申し上げますことも、まだ向うへ提出していただきません。きよは午後四時までに向うへ出すので、もし申し上げることを御希望でありますならば、次の委員会にひとつ譲りますこととお許し願ひたい。

○千葉委員 たいま大臣の答弁を承りまして、今回御提案の法案につきましても、事務当局におきましても、当委員会におきましても意見の相違があるのでありますから、どうぞそういうような資料につきましては、休会中といへども当委員会になるべくおはかりを願ひまして、地方行政の中枢になつておるこの委員会を御尊重くださいまして、万全を期したいと存じます。

○木村國務大臣 これからシャウ博士に提出しようとする案の原案と申しますか、原稿についても、當委員会に諮つて慎重な審議の上でやつてはどうかという御意見であります。まことにそれはかりたいのであります。この案は実は閣議に諮つてその上で提出するといふ段取りにもいたしかねております。そういう手續を踏みますと、衆議院にこれを提出し、参議院にこれを提出し、それが成案になりません。ただ採択するか、せぬか、取上げるか、取上げぬかといふことは、向うの意思であります。財政委員会の、いわゆる委員長の見解として提出しようと思つておりますから、これを閣議にかけ、また當委員会にかけますといふことは、これは公式なことになりまして、場合によつて、院議によるものであると、抜きさしならぬことが発生いたします。場合もありませんので、この原案はそのまま地方財政委員会の委員長としての意見として、一體出させていただきたい。こう考へておるのであります。

なほこれは今日そういうことを申し上げる場合ではなかつたと思ひ召すかもしれません。しかしファースト・インプレッションとして、私としては申し上げずにおられない立場に立つております。地方財政のことについては私は非常に心配しておりますので申し上げるような次第であります。こういうことを陳述いたしましたところが、一行全部一緒でありましたが、深くうなずいて、日本の地方財政ということでは多少は調べて来ておるが、これからだん／＼あなたの方の御提示になる材料を基礎としてよく調査をいたしまして、そして今後はみずから地方の公共團體をまわつて調査をいたしまして、という回答を受けました。私の方から提示したいと思ひます材料は、この間から地方財政委員会にこれを付議いたしました。なおさらに、リファインする必要があるとして、昨晩も九時過ぎまで地方財政委員長も御馳懸願ひまして、ここに大體の項目だけはこしらえて

たものがござりますが、多少訂正した箇所もありませんから、これをここで一申し上げますことも、まだ向うへ提出していただきません。きよは午後四時までに向うへ出すので、もし申し上げることを御希望でありますならば、次の委員会にひとつ譲りますこととお許し願ひたい。

○千葉委員 たいま大臣の答弁を承りまして、今回御提案の法案につきましても、事務当局におきましても、当委員会におきましても意見の相違があるのでありますから、どうぞそういうような資料につきましては、休会中といへども当委員会になるべくおはかりを願ひまして、地方行政の中枢になつておるこの委員会を御尊重くださいまして、万全を期したいと存じます。

○木村國務大臣 これからシャウ博士に提出しようとする案の原案と申しますか、原稿についても、當委員会に諮つて慎重な審議の上でやつてはどうかという御意見であります。まことにそれはかりたいのであります。この案は実は閣議に諮つてその上で提出するといふ段取りにもいたしかねております。そういう手續を踏みますと、衆議院にこれを提出し、参議院にこれを提出し、それが成案になりません。ただ採択するか、せぬか、取上げるか、取上げぬかといふことは、向うの意思であります。財政委員会の、いわゆる委員長の見解として提出しようと思つておりますから、これを閣議にかけ、また當委員会にかけますといふことは、これは公式なことになりまして、場合によつて、院議によるものであると、抜きさしならぬことが発生いたします。場合もありませんので、この原案はそのまま地方財政委員会の委員長としての意見として、一體出させていただきたい。こう考へておるのであります。

なほ國稅を先に取上げるから、地方稅を徵收するときに穴が明いて、そのためにある滞納があるのではないかと、御意見がありました。さすが千葉さんエキスパートでいらつしやいます。私もさういふ傾向は十分にあると認めております。どうも一方國稅といふものと、あつては直つて来るの

たものがござりますが、多少訂正した箇所もありませんから、これをここで一申し上げますことも、まだ向うへ提出していただきません。きよは午後四時までに向うへ出すので、もし申し上げることを御希望でありますならば、次の委員会にひとつ譲りますこととお許し願ひたい。

○千葉委員 たいま大臣の答弁を承りまして、今回御提案の法案につきましても、事務当局におきましても、当委員会におきましても意見の相違があるのでありますから、どうぞそういうような資料につきましては、休会中といへども当委員会になるべくおはかりを願ひまして、地方行政の中枢になつておるこの委員会を御尊重くださいまして、万全を期したいと存じます。

○木村國務大臣 これからシャウ博士に提出しようとする案の原案と申しますか、原稿についても、當委員会に諮つて慎重な審議の上でやつてはどうかという御意見であります。まことにそれはかりたいのであります。この案は実は閣議に諮つてその上で提出するといふ段取りにもいたしかねております。そういう手續を踏みますと、衆議院にこれを提出し、参議院にこれを提出し、それが成案になりません。ただ採択するか、せぬか、取上げるか、取上げぬかといふことは、向うの意思であります。財政委員会の、いわゆる委員長の見解として提出しようと思つておりますから、これを閣議にかけ、また當委員会にかけますといふことは、これは公式なことになりまして、場合によつて、院議によるものであると、抜きさしならぬことが発生いたします。場合もありませんので、この原案はそのまま地方財政委員会の委員長としての意見として、一體出させていただきたい。こう考へておるのであります。

なほ國稅を先に取上げるから、地方稅を徵收するときに穴が明いて、そのためにある滞納があるのではないかと、御意見がありました。さすが千葉さんエキスパートでいらつしやいます。私もさういふ傾向は十分にあると認めております。どうも一方國稅といふものと、あつては直つて来るの

なほ國稅を先に取上げるから、地方稅を徵收するときに穴が明いて、そのためにある滞納があるのではないかと、御意見がありました。さすが千葉さんエキスパートでいらつしやいます。私もさういふ傾向は十分にあると認めております。どうも一方國稅といふものと、あつては直つて来るの

三十五條に關係があるので、一度これな問題について、法務總裁かだれか、法務關係の方を呼び出して、いただいて、はつきりたしかめる必要があると思ひます。

○中島委員長 法務總裁にあした出席を求めます。もう總括的質問を許さぬといふのはありませんが、あしたから逐條に入りたいと思ひますが、いかがでしょうか。——それではこの法案に対する總括的質疑はこれで終了いたします。

この際皆さんにお諮りいたします。これで委員会は散会しておきまして、古物営業取締法案に対する修正に対して懇談会を開きます。それで御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中島委員長 それでは委員会はこれで散会いたします

午後零時三十分散会

昭和二十四年八月二日印刷

昭和二十四年八月三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類第三号)

四四二